

平成 3 1 年度 障害福祉課予算 概要

「主な事業概要」の記号について

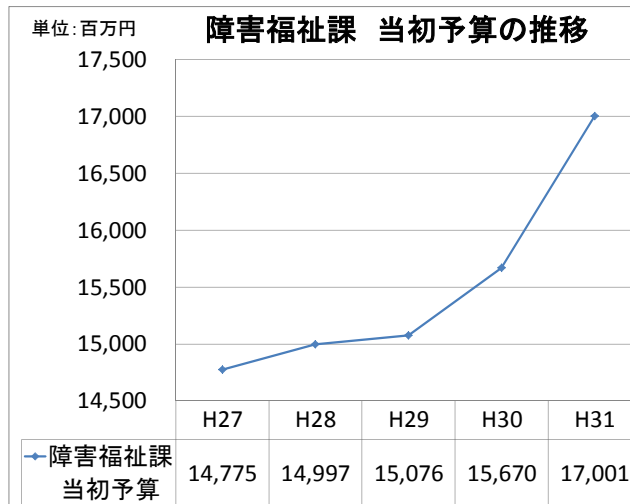
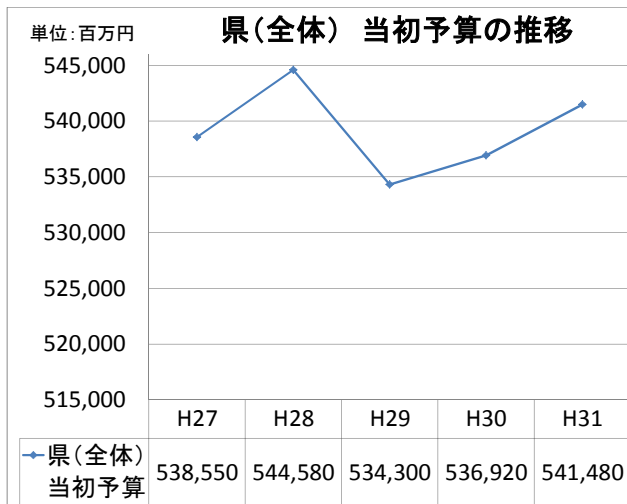
1. 「当初予算額」欄について

「国」…国庫支出金、「分」…分担金及び負担金、「使」…使用料及び手数料、
「財」…財産収入、「寄」…寄附金、「繰」…繰入金、「諸」…諸収入、「起」…県債、
「一」…一般財源

2. 「説明」欄について

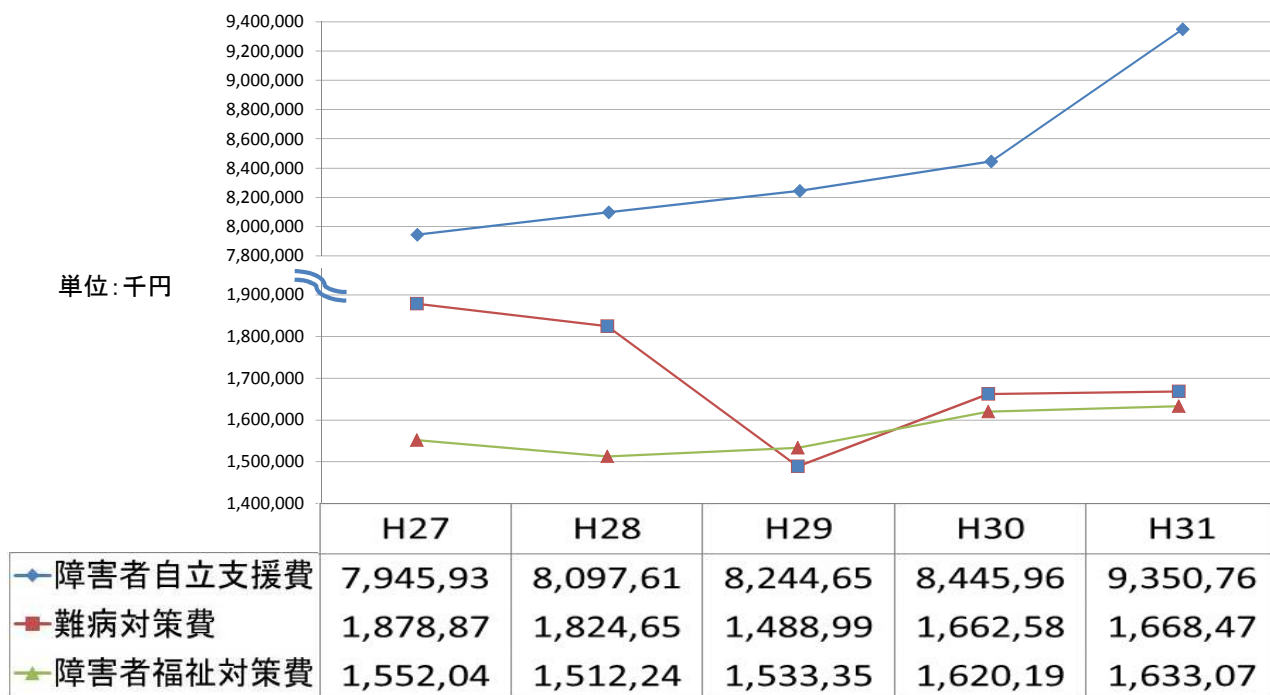
「重」…重点化特別枠による事業、「協」…協働枠による事業、
「長」…長寿命化等推進特別枠による事業、「健」…健康経営枠による事業、「新」…新規項目

障害福祉課 当初予算の概要(過去5年の推移)



○障害福祉課 主な事業別、当初予算の推移

※平成31年度については、予算案の額を記載しています。



○障害福祉課 その他の主な事業別、当初予算の推移

※平成31年度については、予算案の額を記載しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童福祉施設運営費	463,742	461,961	492,973	483,792	499,604
精神保健福祉対策費	245,036	245,225	258,146	243,455	239,919
障害者就労対策推進費	140,644	155,746	144,479	144,848	155,050
精神保健福祉センター費	107,396	107,246	108,760	86,448	86,672
民間児童福祉施設等整備助成費	61,180	232,373	223,399	219,390	349,500
障害者医療福祉相談推進事業費	97,993	98,112	94,672	94,247	93,130
社会参加促進事業費	73,192	74,136	74,496	76,230	76,814
障害児(者)援護費	58,926	59,913	61,289	61,086	62,836
発達障害者支援事業費	29,607	30,327	29,611	29,611	30,337
病院事業繰出金	632,409	637,466	644,724	630,026	623,316
地域医療総合確保事業費	36,986	41,486	35,012	41,998	21,998

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
<p>【障害福祉課】</p> <p>障害者福祉対策費</p>	<p>1,633,075 (1,620,197)</p> <p>国 66,745</p> <p>諸 203,850</p> <p>○ 1,362,480</p>	<p>障害福祉の円滑な推進のため、地域支援体制の充実、共生社会づくりの推進、扶養共済制度の実施、医療費補助制度、障害者の芸術・文化活動の支援等を行う。</p> <p>1 障害者地域生活移行促進事業 108,330</p> <p>2 障害者扶養共済制度施行事業 327,196</p> <p>3 重度障害者・児福祉医療事業費 1,124,041</p> <p>4 障害者芸術・文化活動推進事業 33,700 公募作品展の開催、NO-MA 企画展の開催や情報発信、著作権等の保護にあたる障害者芸術文化活動支援センターの支援などを通して、障害者芸術・文化活動の裾野の拡大による社会参加の促進を図る。</p> <p>⑤ 障害者差別解消総合推進事業 14,138 障害者差別を解消するため、障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく障害者差別のない共生社会づくり委員会、障害者差別解消相談員および地域相談支援員を設置するとともに、障害の社会モデル等の理解を促進するため、障害の社会モデル研修、出前講座の実施、合理的配慮の助成モデル事業等の取組を行う。</p> <p>⑥ 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討事業 1,158 滋賀県障害者施策推進協議会「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会」において、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性について、専門的な調査検討を行う。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
障害者自立支援費 国 使 繰 起 ○	9,350,760 (8,445,960)	障害者総合支援法に基づく制度の円滑かつ着実な実施を図る。
		1 障害者自立支援給付費 6,633,346
	912,634	2 自立支援医療費 2,251,982
	10	3 障害者自立支援推進事業費 31,076
	繰 3,781	(1) 日中活動の場支援事業費補助金 16,000
	起 47,400	市町と共同して就労継続支援A型事業所に経費を補助することにより重度障害者の利用を促進する。
	○ 8,386,935	(2) 障害者就労移行強化モデル事業費補助金 1,000
		就労継続支援B型事業所から就労移行支援事業所へのステップアップを促進して、障害のある人の一般就労の一層の促進を図る。
		4 重度障害者地域包括支援事業 198,191
		市町と共同して重度障害児者の入所支援および通所支援を実施することにより、重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図る。
		(1) 重度障害者地域包括支援事業費補助 122,037
		(2) 重症心身障害児（者）ケアマネジメント支援事業 10,700
		(3) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 8,648
	(4) 重症心身障害者等施設整備事業費補助 47,446	
	(施設整備2箇所、改修3箇所、設備設置2箇所)	
	(5) 重症心身障害児等特別加算事業 9,360	

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
障害者就労対策推進費	155,050 (144,848)	生活・就労両面からの相談体制の整備や、就労支援事業所等における仕事の確保・販路開拓等の就労収入向上、一般就労への移行促進支援、職域の拡大に向けた仕組みづくりなどを支援し、障害者の就労促進による経済的自立を図る。
	国 53,248	
	○ 101,802	1 障害者就業・生活支援センター事業 63,798
		2 働き・暮らし応援センター事業 9,671 障害者就業・生活支援センターに、職場への定着支援を行う就労サポーターを配置し、就労と生活上の支援を一体的に行うことで、障害者の職業生活における自立を促進する。
		3 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 11,511 障害福祉サービス事業所で働く障害者の就労収入の向上を図るため、個別指導による業務改善、職業指導職員の資質向上、共同受注窓口を活用した新たな仕事おこしを支援する。
		4 就労移行支援促進事業 3,600 障害のある人および生活困窮となっている人の一般就労を促進するため、就労支援に携わる者の職業評価能力の向上等を図るための研修を実施する。
		重 5 介護等の場における知的障害者就労促進事業 11,100 県独自認定資格および法定資格研修の実施や、介護事業所等の職員に対する研修の実施、雇用等の調整を行う登録センターの設置により知的障害者の雇用先として期待される介護事業所等での就労促進を図る。
		新重 6 介護等の場における精神障害者就労促進事業 5,300 精神障害者の職域を拡大するため、障害の特性に応じた研修プログラムを検討し実施することにより、介護事業所等での就労促進を図る。
	新重 7 障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業 7,194 障害者の農業分野での就労促進と事業所の工賃向上を図るため、農業に取り組む事業所に農業技術の専門家を派遣し、助言等を行う。	

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
<p>発達障害者支援事業費</p>	<p>30,337 (29,611)</p> <p>国 15,154</p> <p>○ 15,183</p>	<p>発達障害のある人が、身近な地域において自立した生活が送れるよう人材の養成や相談支援体制の整備を図るとともに、啓発の実施により発達障害に対する理解を促進する。</p> <p>1 自閉症等発達障害支援体制整備事業 26,037</p> <p>(1) 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業 18,000 発達障害者支援ケアマネージャーを地域の障害者生活支援センターに配置し、専門的な相談支援を行う。</p> <p>(2) 発達障害者自立生活移行支援事業 7,000 発達障害者に対する身近な地域での支援体制強化とサービスの充実を図るため、就労・生活支援プログラムを活用した支援者のスキルアップを図るとともに、地域生活への移行支援を実施する。</p> <p>①② 2 発達障害者の家族支援普及事業 1,000 市町における発達障害児者の家族に対する支援の充実を図るため、ペアレントプログラムやペアレントメンターの導入に向けた支援を行う。</p> <p>①③ 3 大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業 3,300 大学に在学する発達障害者に対して、県内大学の進路担当者への巡回支援や、大学の地域連携の促進等を行うことにより、大学における発達障害者支援の充実を図る。</p>
<p>社会参加促進事業費</p>	<p>76,814 (76,230)</p> <p>国 34,539</p> <p>○ 42,275</p>	<p>身体障害者の自立と社会参加を促進するための各種の事業を行う。</p> <p>1 盲ろう者社会参加促進事業 18,285</p> <p>(1) 盲ろう者支援推進検討事業 444 盲ろう者本人および支援団体、市町、専門家等で構成する検討会議を設置し、今後の盲ろう者支援について検討を行う。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
障害児（者）援護費	62,836 (61,086) 国 28,992 ⊖ 33,844	<p>障害者自立支援協議会を中心とした福祉・医療・教育・保健等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援従事者やサービス提供事業者の資質の向上を図る。</p> <p>1 障害児（者）地域生活支援事業費 59,300</p> <p>(1) 障害者生活支援センター事業（7箇所） 42,000</p> <p>(2) 障害者自立支援協議会事業 16,600</p> <p>(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業 700</p>
障害者医療福祉相談推進事業費	93,130 (94,247) 国 37,326 ⊖ 55,804	<p>複雑困難な相談に、高い専門性で一貫した対応を行うため、専門相談機関が集まる医療福祉相談モールにより、地域の相談体制の強化を図る。</p> <p>1 発達障害者支援センター運営事業 49,142</p> <p>2 ひきこもり支援センター事業 13,160</p> <p>3 高次脳機能障害対策事業 12,351</p>
民間児童福祉施設等整備助成費	349,500 (219,390) 国 233,000 起 116,500	<p>心身障害児者の地域生活等を支援するため、社会福祉法人等が行う障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の整備に要する経費に対し助成する。</p> <p>1 障害児者施設等整備助成費 349,500</p> <p>(1) 民間心身障害児者施設整備費補助（1箇所） 349,500</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
児童福祉施設運営費	499,604 (483,792) 国 42,918 分 2,959 使 60,653 財 742 諸 6,224 ⊖ 386,108	県立の児童福祉施設等の運営を行うとともに、利用者の福祉向上を図るため、施設や設備の整備・修繕等を行う。 長 1 近江学園長寿命化等推進事業 19,100 近江学園の老朽化に対応するための施設・設備の整備について、PFI事業の実施に向けて、アドバイザーを活用した実施方針の策定等を行う。 2 小児保健医療センター療育部費 199,989 (1) 小児保健医療センター療育部整備設計費負担金 10,665 小児保健医療センターの移転新築に伴い、療育部の施設・設備の整備に係る設計委託に要する費用を負担する。
病院事業繰出金	623,316 (630,026) ⊖ 623,316	高度な専門的保健医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、精神医療センターに対し、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出しを行い、病院経営基盤の確立を図る。 1 病院事業負担金 560,586 2 保健衛生行政等負担金 44,694 3 共済組合追加費用等負担金 18,036

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
<p>難病対策費</p>	<p>1,668,473 (1,662,583)</p> <p>国 821,943</p> <p>使 117</p> <p>⊖ 846,413</p>	<p>患者とその家族を支援するため、総合的な難病対策を推進するとともに、原因が不明であって治療方法が確立していない指定難病について、特定医療費助成事業により、患者の医療費の負担軽減を図る。</p> <p>1 難病対策推進事業 27,673 安定した療養生活の確保と難病患者およびその家族のQOLの向上を目的とし、難病患者に対する総合的な相談・支援や受入れ病院の確保並びに在宅療養上の適切な支援を実施する。</p> <p>(1) 難病相談支援センター事業 11,152</p> <p>(2) 難病医療提供体制整備事業 10,829</p> <p>2 指定難病特定医療費助成事業 1,638,567</p>
<p>精神保健福祉対策費</p>	<p>239,919 (243,455)</p> <p>国 69,482</p> <p>諸 81</p> <p>⊖ 170,356</p>	<p>より良い精神医療の確保、地域精神保健福祉施策の充実を図る。</p> <p>1 精神科救急医療システム事業 91,031</p> <p>2 精神障害者地域生活支援事業 65,100</p> <p>3 アルコール健康障害対策費 990 アルコール健康障害対策推進会議の開催を通じて関係機関や民間団体と連携しながら啓発活動、医療体制の強化にむけた研修開催および当事者団体の活動支援を行う。</p> <p>4 ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり事業 6,300 ひきこもり支援の先進的実践を通じて支援事例の蓄積や分析による類型化を行い、その成果を全県に普及することにより、県内各圏域で地域の実情に応じた取組が実施されるよう支援する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
精神保健福祉センター費	86,672 (86,448) 国 16,863 諸 1,248 〇 68,561	高度・専門的機関としての相談指導事業、精神保健福祉知識の普及啓発、教育・研修、団体育成等の事業を行うとともに、総合的技術の中核機関として保健所・地域医療機関をサポートする。 1 精神科救急情報センター運営費 51,360 緊急な医療を必要とする精神障害者等が速やかに治療を受けられるよう、入院措置や医療機関の紹介または受診指導等を行う。
自殺対策推進費	43,342 (50,730) 国 29,349 〇 13,993	自殺予防のための啓発事業の実施や、市町、民間団体の取組について支援を行う。 1 地域自殺対策強化事業 22,072 (1) 市町自殺対策強化事業費補助 (19 市町) 14,330 2 自殺対策推進センター運営費 21,270 自殺対策の取組を総合的に推進するため、実態把握や情報収集、相談体制の充実、ゲートキーパー養成、市町自殺対策計画の策定支援等を行う。
地域医療総合確保事業費	21,998 (41,998) 繰 21,998	安心して快適な環境のもとで医療介護サービスが受けられるよう、効率的で質の高い医療提供体制の構築および医療人材の確保等を図る。 1 児童思春期・精神保健医療体制整備事業 17,000 発達障害や児童思春期の精神疾患など子どものこころの医療や支援体制について、人材育成を含め全県的な強化を進める。

障害者差別解消総合推進事業（新規）

【予算額 14.1百万円】

健康医療福祉部
障害福祉課（内3541）

目的 平成31年4月に施行予定の滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に事業を実施する。

事業内容

(1) 差別解消の相談体制等の整備

- ① 障害者差別解消相談員の設置
- ② 地域相談支援員（地域アドボケーター）の設置
- ③ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の設置

(2) 障害の社会モデルの普及と合理的配慮の更なる促進

- ④ 啓発物品の作成（条例リーフレット等作成）
- ⑤ 障害の社会モデル研修の開催
- ⑥ ヘルプマークの普及・啓発
- ⑦ 出前講座の開催（事業者団体等に障害当事者を講師として派遣し、相互理解を促進）
- ⑧ 合理的配慮の先駆的取組に対する助成モデル事業（点字メニューや筆談ボードの設置等に対して助成）

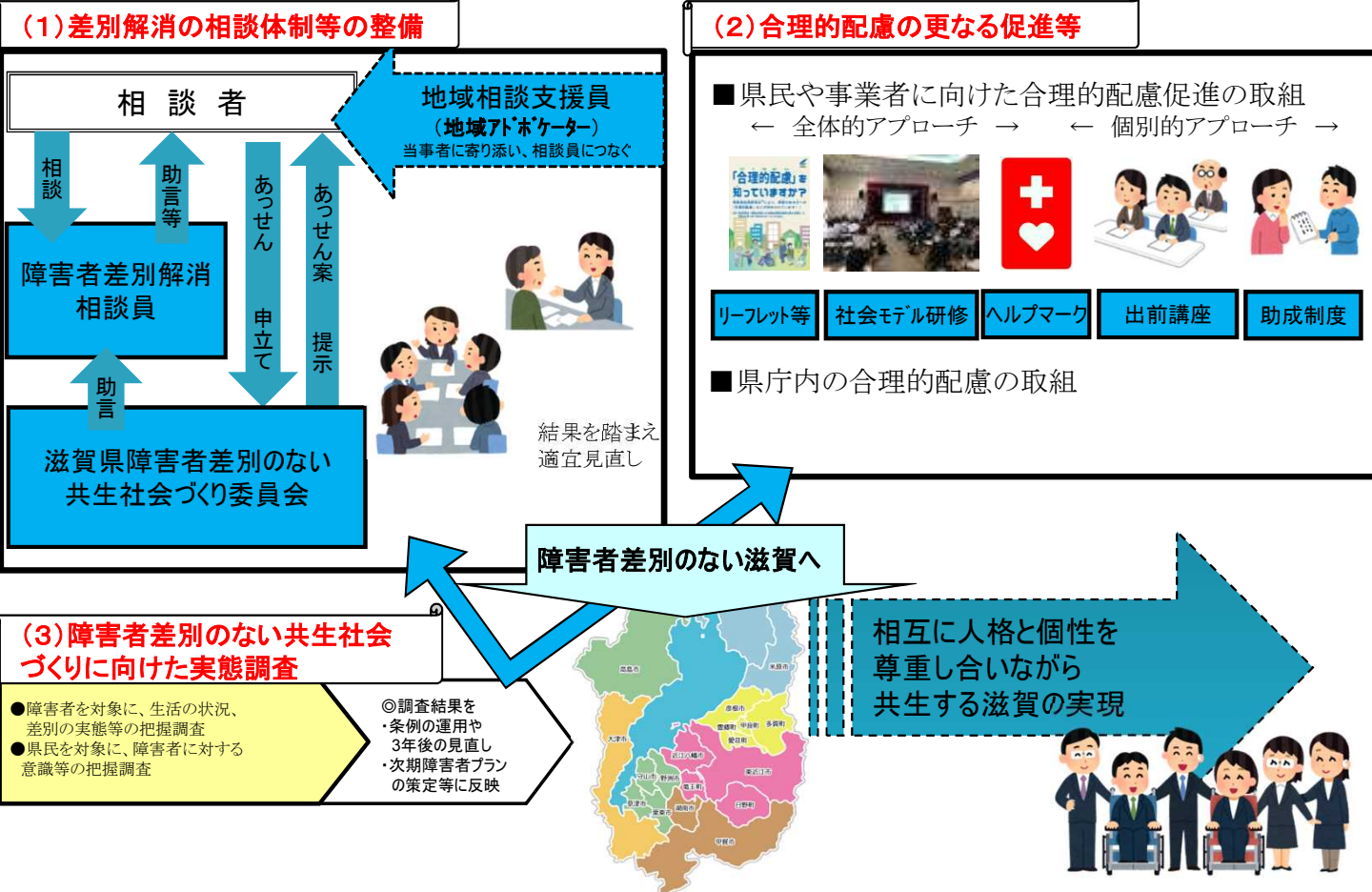
(3) 障害者差別のない共生社会づくりに向けた実態調査

- ⑨ 共生社会の実現に向けた実態調査の実施（障害当事者への調査 + 県民への調査）

スケジュール等

- (1)については平成31年度10月から開始
- (2)については平成31年4月から開始
(⑧はモデル事業としてH33まで)
- (3)については平成31年度限り

事業イメージ



〔新〕手話言語や情報コミュニケーションに関する 条例検討事業

予算額：1,158千円

《経緯》

「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について(答申)」(平成30年6月5日)において、下記のとおり答申されたことを受け、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について検討する。

[答申・抜粋]

なお、この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれます。

《事業概要》

滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条に基づき、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について、専門的な調査検討を行うため、「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会」を設置。

- 小委員会 2018年度 1回(3月26日予定) 2019年度 5回(予定)
- 委員構成 関係障害者団体、支援関係者団体、学識経験者、
市町行政(近江八幡市、多賀町) 計16名

目的

滋賀県と県内市町が共同し、重度障害児者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図る。

実施主体：市町

(1) 重症心身障害者特別加算事業（必須事業）※児童等は（9）により県負担で実施

入所施設における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供および短期入所枠の確保のために、対象事業所に特別加算費を交付

(対象事業所) 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けている施設（旧重症心身障害児施設）

(単 価) 60,000円/人月

(2) 重症心身障害者対応看護職員配置加算事業（選択事業）

生活介護事業所における重症心身障害者に対する医療ケアの提供のために、対象事業所へ看護師配置加算費を交付

(対象事業所) 重症心身障害者を1人以上受入れ、一定数以上の看護師配置

(基準単価) 看護職員配置数1.8人以上2.0人未満 250円/人日、看護職員1.5人以上1.8人未満 160円/人日

(3) 重症心身障害者対応人員配置加算事業（選択事業）

生活介護事業所における重症心身障害者に対する適切な支援の提供のために、対象事業所へ人員配置加算費を交付

(対象事業所) 重症心身障害者の割合50%以上、利用者1.4人につき1人の直接処遇職員配置

(基準単価) 1,520円/人日

(4) 強度行動障害者通所特別支援事業（選択事業）

生活介護事業所における強度行動障害者に対する、きめ細かな支援の提供のために、対象事業所へ特別支援費を交付

(対象事業所) 15点以上かつ区分5以上、新規通所後3年（18点以上の者は4年）未満の者が通所する事業所

(基準単価) 1,800円/人日

(5) 重症心身障害者入浴サービス加算事業（選択事業）

生活介護事業所における重症心身障害者に対する入浴サービスの提供のために、対象事業所に入浴サービス加算費を交付

(対象事業所) 特殊浴槽を設置している生活介護事業所

(基準単価) 4,000円/人日



県補助

補助率
1/2

(2)～(5)
の事業につ
いては、
(1)の事業
を実施する
市町に対し
補助金を交
付

実施主体：県

(6) 重症心身障害者等施設整備事業費補助金

重症心身障害者等を受け入れるグループホーム・生活介護事業所の新規創設経費や、強度行動障害者を受け入れるグループホーム・生活介護事業所の個室化等のための改修経費に対する補助

(7) 重症心身障害者ケアマネジメント支援事業

地域で実施する障害者ケアマネジメントに対して、重症心身障害者の専門的見地から支援を行う。

(8) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業

強度行動障害者に対してより手厚い支援を提供するために、(4)の対象事業所に対して、専門家チームを派遣し、個別支援計画の作成等に関する助言を行う。

(9) 重症心身障害児等特別加算事業 ※(1)の事業を実施しない市町の入所者についても対象

入所施設における重症心身障害児等に対する医療ケアと1対1介護の提供および短期入所枠の確保のために、対象事業所に特別加算費を交付

(対象事業所) 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けている施設（旧重症心身障害児施設）

(単 価) 60,000円/人月



滋賀県重度障害者地域包括支援事業の見直し概要

(1) 重症心身障害者特別加算事業

入所施設における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供および短期入所枠の確保のために、対象事業所に特別加算費を交付

(単 価) **【H30】 61,000円/人月** → **【H31】 60,000円/人月**

(2) 重症心身障害者対応看護師配置加算事業 (選択事業)

生活介護事業所における重症心身障害者に対する医療ケアの提供のために、対象事業所へ看護師配置加算費を交付

(対象事業所) 重症心身障害者の割合50%以上

(基準単価) 看護師配置 常勤換算2.0以上 310円/人日、常勤換算1.8人以上 250円/人日

(対象事業所) 重症心身障害者が1人以上利用している事業所

(基準単価) 看護師配置 常勤換算1.8人以上 250円/人日 **1.5人以上1.8人未満 160円/人日**



(3) 重症心身障害者対応人員配置加算事業 (選択事業)

※ 見直しなし

(4) 強度行動障害者通所特別支援事業 (選択事業)

(対象事業所) 15点以上かつ区分5以上、新規通所後3年(18点以上の者は4年)未満の者が通所する事業所

(職員配置) 対象者1人に対して職員が1対1配置

(基準単価) 次の人員配置基準別に定める額

6:1事業所 9,100円/人日、5:1事業所 8,700円/人日、3:1事業所 7,250円/人日、2.5:1事業所 6,550円/人日
2:1事業所 5,450円/人日、1.7:1事業所 4,500円/人日、1.4:1事業所 3,100円/人日

(対象事業所) 15点以上かつ区分5以上、新規通所後3年(18点以上の者は4年)未満の者が通所する事業所

(職員配置) 対象者1人に対して職員が常勤換算0.5人配置

(基準単価) 対象者1人あたり 1,800円/人日



(5) 重症心身障害者入浴サービス加算事業 (選択事業)

生活介護事業所における重症心身障害者に対する入浴サービスの提供のために、対象事業所に入浴サービス加算費を交付

(対象事業所) 特殊浴槽を設置している生活介護事業所

(人員配置) 人員配置体制加算Iを算定していること

(基準単価) 4,000円/人日



(対象事業所) 特殊浴槽を設置している生活介護事業所

(人員配置) 人員配置要件を撤廃

(基準単価) 4,000円/人日



実施主体：市町

県補助

補助率
1/2

(2)~(5)の事業については、(1)の事業を実施する市町に対し補助金を交付

介護等の場における精神障害者就労促進事業

精神障害者就労の現状と課題

- 他の障害と比較し、職場定着率が低い。
 - フルタイムの勤務が難しく、体調によって欠勤がある。
 - 精神障害者の退職理由は対人関係、体調不安定、周囲の理解不足など疾患特性に起因するものが多い。
- ↓
- 精神障害者が病気と付き合いながら、就労を継続できる力を獲得できるとともに、受皿も拡大し、社会参加につなげるような支援が必要。

介護現場の特徴

- 慢性的人手不足。
 - シフト勤務であり時短勤務など隙間勤務が可能。
 - 技能を要する業務から周辺業務など仕事が多様。
 - 知的障害者就労促進事業での障害者就労実績有。
- ↓
- 精神障害者の特性に合致した働き方ができる

精神障害者が、病気と付き合いながら、介護現場で働くことができるよう、多職種・多機関連携により、精神障害者向けの研修プログラムを開発。

①精神障害者への技能等習得支援

研修科目

- 障害者居宅介護従事者基礎研修課程(旧3級ヘルパー相当研修)
- 重度訪問介護従事者養成研修基礎課程

- 精神疾患の特性を踏まえた研修 + 現場実習

案 資格取得に向けた法定研修に加えて、

- ◆ピササポーター養成研修において応用できる項目
- ◆セルフケアシートの活用 など

資格

- ・研修修了証
- ・法定資格付与

獲得技能

- 介護技能
- セルフケアシート活用により、体調を自己評価し、伝えることができるツールを活用する。

- ・アセスメント
- ・見立ての共有
- ・病状共有

地域ケースワーカーとの連携

- ・支援センター
- ・市町/保健所
- ・働き暮らし支援センター

②就労雇用調整支援

いきいき生活支援員登録センターとの連動

- ・雇用調整
- ・実習調整

効果

- ①精神障害者が病気と付き合いながら働く力を獲得できる。
- ②介護現場で精神障害への理解が広がる
- ③介護人材の確保につながる。

目指す姿

研修を通し獲得した力を介護分野で活用し、精神障害者の社会復帰の促進につなげる。

③介護事業所の環境整備支援

「介護事業所職員研修」

介護職員事業所職員に対して、障害特性の理解や支援方法、セルフケアシートの活用など、精神障害者の就労環境整備を目的に研修を行う。



農福連携プラットフォーム運営事業

【予算額 0.4百万円】

趣旨・目的

農業や農作業には、農作物の生産以外に、癒やしや安らぎをもたらす機能や身体能力を高める機能、地域の結び付きを強める機能などがあります。これまで取り組んできた障害者就労や農業分野の働き手の確保につながる施策に加え、新たにこうした農業や農作業の持つ多面的機能に着目した取組を進めることにより、農業分野や福祉分野が抱える社会課題の解決につなげていきます。

事業の概要

各課題の解決に向けた施策のアイデアなどについて意見交換を行うための「農福連携プラットフォーム」を設置し、高齢者や子どもなど様々な福祉関係者の方々に参加していただきます。意見交換の他に基礎データの収集や、実践的な取組に向けて試験的に取り組む事業を支援し、より効果のある取組を目指していきます。

農政水産部
農政課 (内3811)

多面的機能を活用した取組事例

- ・脳梗塞などのリハビリに農作業を活用
- ・引きこもりの人などの社会復帰に農作業を活用

現状把握

- ・多面的機能や農業の現状を紹介
- ・各分野の現状と課題、事例紹介 など

意見交換



基礎データの収集とトライアル支援

- ・基礎データや情報の収集
- ・意見交換の中から出てきたアイデアを基に、試験的に取り組む事業を支援

農業・農作業をツールとした共生社会の実現！



H31年度 関連予算

- 農福連携推進(マッチング)事業(農政課) 3.5百万円
- 障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業等(障害福祉課) 7.2百万円
- 農福連携推進に係る就農支援モデル事業(特別支援教育課) 3.1百万円
- 医療・介護分野における農業との連携による地域実践事例発信事業(健康長寿推進課) 1.5百万円
- 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト(子ども・青年局) 5.1百万円

誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、ともに活動する共生社会

障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業

農福連携を進めていく上で、必要な支援は？

障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート結果より(H30.8月実施)

回答のあった87事業所のうち、
最も多い38事業所(43.7%)が
「農業技術にかかる専門的アドバイス」
と回答

障害福祉
サービス事業所



サービス
利用者



職員

農業技術の
指導を希望



コーディネーター

社会就労事業振興センター

コーディネーター 1人

《コーディネーター業務》
◇派遣にかかるコーディネート
◇農業技術アドバイザーに対する
福祉の視点からの助言

派遣

技術
指導



農業技術
アドバイザー



近隣農家との連携支援

農業技術アドバイザー

(2人)

《農業技術にかかる専門的な助言・指導》
◇10か所(1人5か所担当)
◇1か所につき、週1回派遣
◇1事業所につき8か月程度(5月~12月)
◇農業に関する技術的支援、事業所と地域
(農家)との連携促進

〔新〕 発達障害者の家族支援普及事業

予算額: 1,000千円

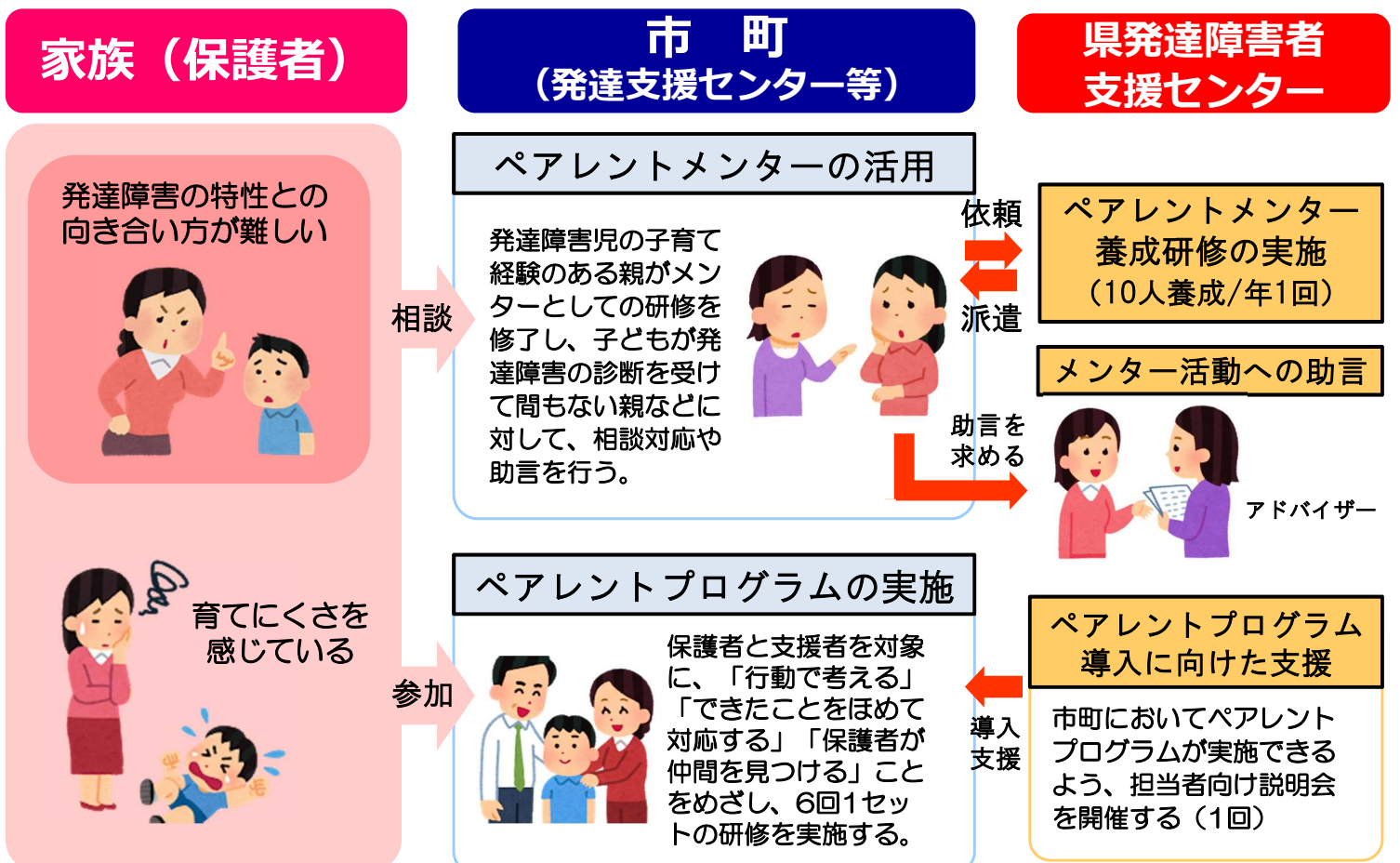
1 事業目的

市町における発達障害者に対する早期支援やライフステージの節目における情報の引き継ぎにあたって、保護者の発達障害の理解や障害受容が課題となっていることから、親が子どもの特性に応じた関わり方を学ぶことができるプログラムの普及や、発達障害のある子を育てた経験をもつ親を相談役として養成することで、市町の取組を支援する。

2 事業概要

・県発達障害者支援センターに委託

- ① 発達障害のある子どもを育てた経験のある親として同じ立場で相談に乗る「ペアレントメンター」の養成研修の開催
- ② ペアレントメンターアドバイザーによるメンターへの助言
- ③ 親が子どもの行動を観察して特徴を理解し、特性を踏まえた関わり方を学ぶことができる「ペアレントプログラム」導入・活用に係る市町に対する説明会の開催



〔新〕大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業

予算額：3,300千円

1 事業目的

大学に在学する発達障害者に対して、「高校・大学を対象とする発達障害キャリア支援モデル事業」で蓄積した成果やノウハウを県内全ての大学で活用できるよう普及するとともに、大学の地域連携の促進、発達障害に対する社会的障壁の除去につながる取組の支援を行い、大学における発達障害者支援の充実を図る。

2 事業概要

・委託先：社会福祉法人

- ① 県内大学進路担当者への巡回支援年間 60回
- ② 地域の支援者（認証発達障害者ケアマネージャー、働き・暮らし応援センター、市町発達支援センター等）と大学担当者との合同研修会開催 1回
- ③ 大学における発達障害理解講座 2校×2回

発達障害県民啓発事業

予算額：787千円

1. 事業目的

発達障害についての正しい理解をより広い世代に促進するため、「発達障害啓発週間」（4/2～4/8）における街頭啓発をスポーツイベントでの啓発に変更し、若年層への啓発強化に取り組む。

2. 事業概要

- (1) 〔新〕発達障害啓発事業（滋賀レイクスターズのホームゲームでの啓発）
滋賀レイクスターズのホームゲーム会場での啓発物配付に加え、アンケートの実施により発達障害に対する理解の状況等を把握し、啓発活動の充実に活用する。

期日：平成31年4月6日（土）、4月7日（日）

場所：県立体育館（ウカルちゃんアリーナ）

内容：ブース出展およびブース内でアンケート実施
来場者への発達障害啓発リーフレット配布
2020年3月配付用のポスター制作

- (2) 啓発リーフレットの改定・印刷（9,000枚（予定））

- (3) 実行委員会による国宝彦根城のライトアップ（4/2～4/8）

〔新〕 盲ろう者支援推進検討事業

予算額:444千円

《経緯》

- 視覚と聴覚の両方に障害がある人の福祉サービスの利用状況や支援における課題等について市町アンケートを実施(2018年12月～2019年1月)
- 視覚と聴覚の両方に障害があり、かつ身体障害者手帳を所持している人の人数は、県内全体で110人。
- 市町における支援について、意思疎通の難しさから生活実態や課題の把握が困難であることなどを回答いただいた。
- アンケート結果も活用し、2019年度は「盲ろう者支援推進検討事業」を実施。

《事業概要》

盲ろう者本人、支援団体、市町、専門家等で構成する検討会議を設置し、今後の盲ろう者支援について検討を行う。

○検討会議 3回(予定)

○委員構成 盲ろう者本人、支援機関、学識経験者、市町行政 計7名(予定)

滋賀県自殺対策推進センター事業

滋賀県自殺対策計画(平成30年3月策定)

基本理念 『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現』～誰も追いつまれない社会の実現を目指す～

基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - (1) 社会全体の自殺リスクを低下する
 - (2) 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を減らす
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
 - (1) さまざまな分野の生きる支援との連携を強化する
 - (2) 地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者支援制度などとの連携
 - (3) 精神保健医療福祉施策との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - (1) 対人支援・地域連携・制度の各レベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 普及啓発を推進する
 - (1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する
 - (2) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組をする
5. 県、市町、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

具体的取組

1. 市町や圏域における実践的な取組を支援する。
 - 県自殺対策推進センターを核とした県自殺対策の効果的な実践
 - 県自殺対策推進センターによる市町計画策定支援 等
2. 社会全体の自殺リスクを低下する
3. 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. ところの健康を支援する環境の整備とところの健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療サービスを受けられるようにする
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する
10. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

地域自殺対策推進センター

地域自殺対策推進センター
運営事業実施要綱に基づく
事業内容

市町等における自殺未遂者および自死遺族支援に対する指導等
県自死遺族に必要な支援情報の収集、市町が対応する困難事例への支援に対して適切な指導、助言を行う。

自殺対策計画支援
県および市町の自殺対策計画の策定に必要な支援および情報提供を行う。

情報収集等
地域における自殺の実態を把握し、自殺対策事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。

市町および民間団体への支援
市町および地域の民間団体が行う自殺対策事業に対する相談支援、技術的助言を行う。

人材育成研修
自殺未遂者・自死遺族等の支援に携わる者に対して、適切な支援手法等に関する研修を実施する。

管内の連絡調整
連絡調整会議の開催等地域の自殺対策ネットワークの強化に努める。

相談支援
自殺対策専門相談員を配置し、専門的な相談に応じ、適切な指導、助言、情報提供を行う。

旧地域自殺予防情報センター事業